



外国人従業員に適用される強制健康保険

強制保険を巡っては 2009 年 1 月から様々な改正が導入されました。本号では、健康保険法および健康保険 Circular の施行細則を定めた 2009 年 8 月 14 日付け Joint Circular 09/2009/TTLT-BYT-TC に規定されている強制健康保険に関する主要な変更点を取り上げました。

▶ 適用範囲の拡大

Circular 09 の発行前、外国人従業員はベトナムの強制保険制度の適用対象外でした。しかし、2009 年 10 月 1 日から発効した Circular 09 に基づき、強制健康保険の適用範囲はベトナム人従業員と同様に外国人従業員にも及びます。

これに加え、適用範囲は外国人従業員の家族にも拡大される模様ですが、今のところ、これに関して明確なガイダンスは提供されていません。

▶ 健康保険拠出の給与基準

健康保険拠出の対象となる給与または賃金は共通最低賃金の 20 倍を上限とします(現在は 65 万ドン×20)。

▶ 健康保険拠出の料率

2009 年と 2010 年に従業員および雇用主に適用される健康保険の料率は以下の通りです。

	2009年10月1日以降	2010年以降
雇用主	2%	3%
従業員	1%	1.5%
合計	3%	4.5%

▶ 実施の時期と方法

関係当局からの詳細なガイダンス提供を待つ中で、市・省の社会保険庁は Circular 09 の実施時期と方法に関する追加的な指導を行っています。更なるガイダンスが発行されたときに最新情報をお届けいたします。

なお、海外で生じた医療費は社会保険庁から支給されますが、その上限は 450 万ドルです。しかし、この Circular では、この上限が 1 診察当たり、1 ヶ月当たり、あるいは 1 年当たりなど、いずれに該当するのかに触れていません。

▶ **行政**

雇用主と従業員はいずれも、登録、月次申告、変更の報告、給付の請求、および登録抹消手続きに関し、追加的な行政上の義務を課されます。

お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ナム・グエン nam.nguyen@vn.ey.com	パートナー
フーン・ヴァー huong.vu@vn.ey.com	パートナー
カルロ・ナバロ carlo.navarro@vn.ey.com	パートナー
セーラ・ジャップ sarah.jubb@vn.ey.com	ディレクター
ジェフ・シー jeff.sea@vn.ey.com	ディレクター
ニャン・フイン nhan.huynh@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ロネル・アセロン ronelle.aceron@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ティー・ティ・アイン・フイン thy.anh.huynh@vn.ey.com	シニア・マネージャー
タイン・チュン・グエン thanh.trung.nguyen@vn.ey.com	シニア・マネージャー
チャン・ファム trang.pham@vn.ey.com	シニア・マネージャー
テー・ジャー・トラン the.gia.tran@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ホアン・ヴァー・ファン hoang.vu.phan@vn.ey.com	シニア・マネージャー
Tuan Dinh Pham tuan.dinh.pham@vn.ey.com	Senior Manager

日系企業担当

浅利 昌克
Masakatsu.Asari@vn.ey.com

中島 敬仁
Takahito.Nakajima@vn.ey.com

ハウ ミー スアン カオ
Hau.My.Cao@vn.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、取引、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している13万5,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2009 Ernst & Young Vietnam Limited.
All Rights Reserved.

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的なガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。EYGM Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

www.ey.com/vn